

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和4年6月6日（令和4年（独情）諮問第39号）

答申日：令和5年7月18日（令和5年度（独情）答申第38号）

事件名：寄付講座に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示し、別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和3年12月24日付け第2021-100号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、令和3年12月1日、法人文書開示請求書を東京大学法人理事長に提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には「東京大学における寄付講座に関する文書（寄付講座の設立手続・各寄付講座の内容・寄付講座制度の設立経緯に関する文書等）。」旨記載している。

##### (2) 法人文書開示決定通知書の記載内容

この法人文書開示請求に対し、令和3年12月29日、法人文書不開示決定通知書が決定通知されている。「開示する法人文書の名称」には、「特定部署保有の東京大学寄付講座等要領（2枚3頁）東京大学寄付講座・寄付研究部門設置状況（部局別）（3枚5頁）」旨記載されている。「不開示とした部分とその理由」には、「寄付講座制度の設立経緯に関する文書は保有しておらず不存在」旨記載されている。

##### (3) 法人文書開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記開示決定は、不当かつ違法である。「不開示とした部分とその理由」には、「寄付講座制度の設立経緯に関する文書は保有しておらず不存在」旨記載されているが、開示資料である東京大学寄付講座等要領（2枚3頁）の第1頁に「昭和62年4月21日評議会可決」旨記載されている。この「昭和62年4月21日評議会可決」の具体的内容が寄付講座制度の設立経緯に関する文書になるのでこの評議会に関する議事録や他の記録も開示していただきたい。また、東京大学寄付講座等要領は、昭和62年制定以降、平成5年11月16日、平成11年4月1日、平成16年9月30日、平成17年2月16日、平成19年3月22日、平成20年3月25日、平成25年11月28日、平成27年1月29日、平成31年3月29日、令和2年9月24日に改正されているが、これらの改正内容及び改正経緯に関する文書も開示していただきたい。

開示資料の東京大学寄付講座・寄付研究部門設置状況（部局別）（3枚5頁）は、2021年11月1日現在のものであるが、過去の東京大学寄付講座・寄付研究部門設置状況（部局別）も開示していただきたい。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた法人文書開示決定（第2021-100号・令和3年12月24日）を取り消すべきである旨の決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記の通り、「東京大学における寄付講座に関する文書（寄附講座の設立手続・各寄附講座の内容・寄附講座制度の設立経緯に関する文書等）」である。

東京大学は、本件開示決定により、本件対象文書1を開示し、「寄付講座制度の設立経緯に関する文書は保有しておらず不存在」とした。これに対し、審査請求人は、令和4年3月29日受付けの審査請求書により、開示決定の取消し及びさらなる法人文書の開示を求めている。

#### 2 審査請求人の主張とそれに対する諮問庁の見解

審査請求人の主張は、上記第2の2の通りである。

これに対する処分庁の見解は、次の通りである。

処分庁は、令和3年12月6日付けの審査請求人による開示請求（以下「本件開示請求」という。）の時点を基準として「寄付講座等要項と寄付講座・寄付研究部門設置状況（部門別）」を本件対象文書として特定してこれを全部開示し、「寄付講座制度の設立経緯に関する文書は保有しておらず不存在」とする本件開示決定を行った。

昭和62年4月21日評議会に関する文書については、処分庁において寄付講座及び寄付研究部門を所掌している特定部署に確認したところ、保

有していなかった。

本件開示請求は、令和3年12月6日付けのものであり、処分庁がその時点で保有する法人文書を特定したものである。これに対し、累次にわたる過去の改正内容及び改正経緯に関する文書については、審査請求人において別途、開示請求の手続きを履践する必要がある。なお、当該要項の保存年限は東京大学文書管理規則により5年とされている。

過去の寄付講座・寄付研究部門設置状況（部局別）についても、本件開示請求とは別途、審査請求人において開示請求の手続きを履践する必要がある。なお、特定部署に確認したところ、当該文書はホームページに掲載しており、その掲載データについては毎月更新していることが確認できた。また、各部局等が行っている寄付講座及び寄付研究部門の設置等に関する文書については、東京大学文書管理規則により保存年限が10年とされている。

以上の通り、処分庁は、開示請求時点における本件対象文書を特定して適正に本件開示決定を行ったものであって、本件開示決定は妥当であると判断する。

### 3 結論

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年6月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年6月22日 審議
- ④ 同年7月12日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、当該請求の一部に該当する文書として本件対象文書1を特定し、開示し、残りの部分に該当する本件対象文書2については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書1の外にも請求の対象として特定すべき文書（別紙の4に掲げる文書）があるはずであり、本件対象文書2については東京大学において保有しているはずであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書1の特定の妥当性及び本件対象文書2の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書1の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件開示請求における開示請求書の記載（本件請求文書）は、別紙の1のとおりであるところ、理由説明書（上記第3）において述べたとおり、審査請求人が審査請求書で開示を求めている各文書（別紙の4に掲げる各文書）は、開示実施文書の記載を手掛かりに、審査請求人が更に知りたいと考えた内容について、新たに文書を特定し開示することを求めているものである。

当該各文書は本件開示請求書で開示を求めた文書に含まれるとは認められず、開示請求の範囲を超えた文書の開示を求めるのであれば、別途の開示請求の手続が必要であるから、原処分において当該各文書を特定しなかったことは妥当であると考えます。

- (2) 上記（1）の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足る事情も認められない。また、本件請求文書に該当し、現に保有している文書は全て本件対象文書1として特定しているとする上記第3の諮問庁の説明についても、特段不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東京大学において、本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書（下記3で検討する文書を除く。）を保有しているとは認められず、当該文書を特定したことは妥当である。

### 3 本件対象文書2の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書2の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求めている寄付講座制度の設立経緯に関する文書である昭和62年4月21日評議会に関する文書については、寄付講座及び寄付研究部門を所掌している特定部署に確認したところ、保有していなかったため、寄付講座制度の設立経緯に関する文書は保有しておらず不存在とする決定を行った。

イ 当該評議会に関する文書については、保存年限を超過したことにより廃棄した可能性はあるが、確認することができなかったため、不存在とした。

- (2) 以下、判断を行う。

東京大学において本件対象文書2の保有は認められなかったとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足る事情も認められない。

また、探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、東京大学において本件対象文書2を保有しているとは認

められない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、開示し、本件対象文書2を保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において、本件対象文書1の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書1を特定したこと及び本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 石川千晶, 委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求文書

東京大学における寄付講座に関する文書（寄付講座の設立手続・各寄付講座の内容・寄付講座制度の設立経緯に関する文書等）。（HP等で公開されている資料はその旨記載して下さい）。

### 2 本件対象文書1

特定部署保有の東京大学寄付講座等要項（2枚3頁）及び東京大学寄付講座・寄付研究部門設置状況（部局別）（3枚5頁）

### 3 本件対象文書2

寄付講座制度の設立経緯に関する文書

### 4 審査請求人が開示すべきである旨主張する文書

文書1 東京大学寄付講座等要項は、昭和62年制定以降、平成5年11月16日、平成11年4月1日、平成16年9月30日、平成17年2月16日、平成19年3月22日、平成20年3月25日、平成25年11月28日、平成27年1月29日、平成31年3月29日、令和2年9月24日に改正されているが、これらの改正内容及び改正経緯に関する文書。

文書2 東京大学寄付講座・寄付研究部門設置状況（部局別）は、2021年11月1日現在のものであるが、過去の東京大学寄付講座・寄付研究部門設置状況（部局別）。